

「徴用工」問題とは何か

波多野澄雄著 (中公新書・902円)

本書の題名と著者の名前を見て、おやと思われた方は日本外交史に土地勘のある方だろう。日中戦争が日英米蘭戦争へと拡大する論理を、陸軍内の二つの立場に着目し、初めて説得的に描いたのが著者だった。1940年秋のこと、

参謀本部は極東からの英蘭の影響を排除こそが日中戦争「解決」の道だと考えたのに対し、陸軍省は対米交渉こそがその答えだと考えた。陸軍の二つの戦略構想を分析したその研究は水際立っていた。

その著者が、なぜ今、日韓関係を揺るがす大問題と格闘しようとしたのか。これをまず考えたい。

り合わせる作業も必要となろう。その際の土台作りをしておく、これが著者の意図だと思われる。本文と参考文献・資料・年表を合わせて全246頁。決して大部ではない本書からは、書き手の並々ならぬ本気度が伝わってくる。

著者は現在まで、アジア歴史資料センター長等を務めてきた。適切に作成され、保存されて初めて

高裁)が、原告の韓国人元徴用工に対する賠償を、被告の日本企業に命じたことに始まった。本判決の争点は、原告らの損害賠償請求権が65年の日韓基本条約・日韓請求権協定によって消滅したといえるかどうかにあった。判決は、今回の賠償請求権が、日本企業の反人道的な不法行為を前提とした強制的動員被害者の慰謝料請求権

日韓「公共的記憶」への土台作り

著者には同じ版元の『国家と歴史』(2011年)という本がある。本書を書いた時、著者の胸に抱かれていた問いは次のようなものだ

「たという。日本政府は、戦争に起因する「負の遺産」にどう向き合ってきたのか。また、国民によって共有可能な歴史認識(公共的記憶)はどうしたら持てるのか。

この二つの問いの延長上に今回の本はある。いまだ自国民の公共的記憶すら持てない日本だが、将来的には日韓間で公共的記憶を播

将来の国民の共有財産となしうる公文書の番人、それが著者だ。その人が「徴用工」問題を描く際に、本分野の最高の成果『歴史認識はどう語られてきたか』(千倉書房)の著者である木村幹氏に初稿の閲読を依頼した事実も、本書の完成度の高さを裏付ける。

事は18年10月、韓国大法院(最

だ、との解釈に立っていた。

本書は実証的な手続きによって、日本の朝鮮統治の特質、戦時労務動員の実態、日韓会談の全容等を精緻に描き出した。その上で著者は、日本の戦時労務動員の性格が、大法院の下した判決、すなわち「植民地支配と直結した日本企業の反人道的不法行為」だと一

括するのは難しいのではないかと、その判断を下した。

大急ぎで付言するが、著者の議論は、大法院判決を国際法の常識を無視したものだと雑な評価のレベルの上にあるものではない。著者の着眼点で優れているのは、日本の最高裁判決(07年)を解釈した部分だ。日韓請求権協定によって個人請求権が消滅したとは見なせず、請求権の放棄とは、請求権を具体的に消滅させることまでを意味していない、との判断だととらえる。よって、個人請求権が消滅していない、との中核的論点では両国の司法判断は実のところ一致しているのだ。

あとがきで著者は「隣人韓国の歴史的经验を多面的に理解し、それを未来につなげることは、一層重要な営み」とまとめる。共通の土台は作りうるのだ。